

契約管財課  
施設課

区長報告第12・13号

専決処分について（港区立赤坂中学校等整備工事請負契約及び港区立赤坂中学校等整備に伴う空気調和設備工事請負契約の変更）

・ 変更概要

1・2

## 変更概要

1 工 事 件 名 港区立赤坂中学校等整備工事

2 契約の相手方 大成・谷沢・大勝建設共同企業体

3 履 行 期 間 平成31年3月13日から  
令和 5年8月11日まで

4 変 更 年 月 日 令和元年8月7日

5 変更内容

契約金額 (税込み)

変更前 9, 169, 200, 000円

変更後 9, 222, 418, 000円

増 額 53, 218, 000円

6 変更理由

国からの要請を受け、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価に対応する特例措置を行うことによる変更

## 港区における特例措置について

国は、平成31年2月22日に、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を公表し、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるよう特例措置を定め、各自治体においても、国の取組を参考として、適切な運用に努めるよう要請がありました。

港区では、この要請を踏まえ、技能労働者の適正な賃金水準確保の観点から、新労務単価の運用に係る特例措置を定め、この措置により、受注者は工事請負契約書約款の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができるようにしました。

### （特例措置の概要）

#### 1 対象工事

平成31年3月1日以降に契約を行う工事請負契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。ただし、変更協議が整う以前に、支払手続済みのものは対象外とします。

#### 2 特例措置の内容

受注者は、工事請負契約書約款第54条の規定により、旧労務単価に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額変更の協議を請求することができます。

（参考） 第54条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

#### 3 契約金額の変更

協議による変更後の契約金額は、次の計算式により算出します。

変更後の契約金額 =  $P(\text{新}) \times k$

$P(\text{新})$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率